

# 第1回門真市障がい者地域協議会次第の記録

日 時：令和8年4月23日（木）14時より15時まで

場 所：門真市役所 別館3階 第3会議室

出席者：岡田会長、吹本委員、佐藤委員、東野委員、福島委員、北井委員、西川委員、  
中村委員、倉澤委員、本木委員、長谷川委員、藤江委員、喜多村委員、小原委員

議 題：

- 1 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について
- 2 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査の概要について
- 3 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査の内容について
- 4 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）について

議 事

## 【事務局】

- ・定刻となりましたので、ただ今より令和8年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催いたします。本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。また、本計画の策定支援業務の委託業者も同席させていただきますので、よろしく願います。なお、本日のお席につきましては、事務局で指定させていただいております。ご了承くださいませよう願います。
- ・本日の会議では、今年度中に策定を予定しております計画策定に係るアンケート調査についてご審議いただきます。なお、ご審議の中でいただいたご意見等につきましては会議終了後必要に応じてアンケートに反映いたします。また、反映後のアンケート内容の確認及び承認につきましてはスケジュールの都合により本会議での再度の審議が困難であることから、会長に一任させていただきたく存じます。

## ○委員並びに事務局紹介

- ・委員総数16名、本日の出席委員14名でございます。委員の過半数以上の出席をいただいておりますことから、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。
- ・次に、「会議の公開・非公開」について、説明させていただきます。本市の「審議会等の会議の公開に関する指針」では、公開・非公開を協議会の長が会議に諮って決定することとなっております。事務局といたしましては、指針の考え方を尊重し、「公開」と考えており、個人のプライバシーに関する情報については最大限に保護しつつ、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、公正かつ透明性の高い協議会運営を図ることができると考えております。

## 【会長】

- ・ただ今、事務局より会議の市民への公開について、提案がありましたので、お諮りします。事

務局提案のとおり、会議は公開とし、市民の方々に傍聴いただくこととしてよろしいでしょうか。

○異議なし

**【会長】**

- ・それでは、会議につきましては公開とし、市民の方々に傍聴いただくこととさせていただきます。傍聴者がいるようでしたら、入室してもらってください。

○傍聴1名

**【事務局】**

- ・本日の会議資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、  
資料1、アンケート調査の実施概要  
資料2が2種類で、  
障がい児福祉に関するアンケート調査（18歳未満）  
障がい者福祉に関するアンケート調査（18歳以上）  
資料3 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）

その他参考資料としまして、

- ・令和8年度門真市障がい者地域協議会委員名簿
- ・令和8年度第1回門真市障がい者地域協議会座席表
- ・門真市情報公開条例（抜粋）
- ・審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例（抜粋）
- ・門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）
- ・門真市第4次障がい者計画（冊子）
- ・門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（冊子）

でございます。

なお、各計画の冊子につきましては、本日の会議の参考資料としてご用意しておりますことから、お持ち帰りにならないようお願いいたします。事務局からは以上です。

**【会長】**

- ・それでは、議事に移ります。議題1 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画の策定について、及び議題2 門真市第5次障がい福祉計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査の概要について、事務局より一括して説明をお願いします。

**【事務局】**

- ・はじめに、議題1につきましてご説明いたします。障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障がい者計画として策定し、障がいのある人に関する施策全般にわたるものであり、将来の方向を示すものとして位置づけられております。平成10年3月に策定した障が

い者計画は、「ノーマライゼーション」の理念と「リハビリテーション」の確立を基本としており、平成20年3月に策定した第2次障がい者計画は、これら2つの考え方を発展させ、施行しました。平成27年3月に策定した第3次障がい者計画は、「一人ひとりの自立を支え合い、共に生きるまち門真」を目指し、施行しました。また、令和3年3月に策定した第4次障がい者計画は、「一人ひとりの個性が輝き、誰もが安心していきいきと暮らし、支え合う共生のまちかどま」を目指し、施行しました。

- ・また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障がい者総合支援法において、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として位置づけられております。また、平成28年6月には、計画策定に関して根拠法となる法律が改正され、合わせて計画策定のための基本方針についても改正されました。加えて、障がいのある子どものサービスにかかる提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において「障がい児福祉計画」を策定することが義務付けられました。本市では現在、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に沿って事業を進めているところであり、計画の最終年度である今年度中に、時期計画を策定することとなっております。
- ・本協議会において、先の令和8年2月に諮問がありましたことから、障がい者計画につきましては、本市の第4次障がい者計画の進捗状況及び実績についての検証及び国の「障害者基本計画（第4次）」及び「第6次大阪府障がい者計画（案）の策定状況」を踏まえた、第5次障がい者計画の基本目標及び施策の方向性についてご審議いただき、また、障がい福祉計画・障がい児福祉計画につきましては、現行計画の事業量の見込みと、その実績についての検証を行い、令和9年度から11年度までの目標事業量の設定やその施策、基盤整備等についてご審議をいただき、答申としてまとめて参りたいと考えております。
- ・次に、資料1の上段、「アンケート調査の実施概要」をご覧ください。調査地域は門真市全域とし、障がい児アンケート調査につきましては令和8年4月1日現在で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳未満の方とし、障がい者アンケート調査につきましては、令和8年4月1日現在で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持する18歳以上の方とします。いずれも本人が回答することが難しい場合は、介護者等に回答していただきます。障がい児アンケート調査につきましては、対象となる児の数が少ないため悉皆調査とし、約500人全員を対象として実施します。調査方法は、配布・回収ともに郵送で実施するほか、QRコードによるオンライン回答も可能とします。調査期間は、令和8年5月13日（水）から6月5日（金）の約3週間を予定しています。
- ・次に、障がい者アンケートにつきましては、18歳以上の方から年齢別の層化無作為抽出を行い、障がい児アンケート調査と合わせて3,000件になるよう、約2,500人に対し実施します。また、調査方法、配布・回収方法、調査期間も同様に実施する予定で考えています。アンケート内容につきましては、このあとご説明します。
- ・このほか、計画策定の基礎資料とするため、資料1の下段にあります「障がい児（者）福祉に関する事業所・団体アンケート」につきましても、令和8年7月から8月ごろの実施を予定しています。説明は以上です。

#### 【会長】

- ・ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。

#### 【事務局】

- ・ただいまの説明で不十分な部分があったので補足いたします。障がい児（者）福祉に関する事業所・団体アンケート調査の時期につきましては、令和8年7月から8月頃の実施を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

- ・ありがとうございます。委員の皆さんから特段意見が無いようであれば、後ほどまたお気づきの点がございましたら伺いするという事でこの案については認めさせていただきます。
- ・では続きまして、議題3 門真市第5次障がい者計画及び第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定に係るアンケート調査の内容について、事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

- ・アンケート調査の調査票の説明に先立ちまして、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」の3つの違いについて改めてご説明いたします。「障がい者計画」は6年間の計画です。これは福祉や相談だけでなく、保健医療、生活環境、教育、就労、そして最近関心の高い防災など、障がいのある方に関わる様々な分野の施策や取り組みを定めるものです。国の障害者基本法に基づき、各市町村に策定が義務付けられている6年間の計画となります。
- ・残りの2つの福祉計画である「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」については、それぞれ根拠法令は異なりますが、どちらも3年間の計画期間となっています。主に福祉サービスに関することや、相談支援体制の構築に特化した計画として位置づけられています。今回は、この6年間と3年間の策定期間が重なりましたので、3つの計画をまとめてアンケート調査を実施いたします。
- ・お手元の資料で、表題が「障がい者福祉に関するアンケート調査」からご説明いたします。現在、調査票の全体のボリュームは18ページございます。少しページ数が多い状況です。それぞれの分野に質問を網羅しようとする、どうしてもこのくらいの分量になってしまいます。できる限り減らせないと事務局や市役所内でも検討を重ねましたが、現状はこのボリュームになっております。これまでは紙の調査票を送付して郵送で返信していただく方法が中心でしたが、今回はQRコードの読み取りやURLの入力により、インターネット上でも回答できるように準備を進めております。実際には、案内があってもインターネットでの回答が浸透しにくいという実態もありますが、他の自治体の事例を見ても、回答者全体の約1割5分から2割がインターネット経由の回答になると見込んでおります。
- ・2ページから属性に関する内容となります。最上部にはまず最初にお読みいただきたいお願い事項を記載しております。内容がよく分からない場合は、ご家族の方などと相談しながらお答えいただくようお願いした上で、回答者の性別、年齢、同居家族などの属性をお尋ねしています。
- ・3ページ、障がい者手帳の等級や身体障がいの種類に関する質問となります。問6では、医療制度、難病、高次脳機能障がいなどの状況についてお答えいただきます。また、この障がい者計画に関するアンケートでは、後半で障害支援区分についてもお尋ねしています。等級や区分が高く、重度の方のデータを改めて抽出して分析を行う目的もあるため、細かい項目まで伺いする構成にしています。
- ・4ページは、問7の生活費の状況について、また問8および問8-1では、医療的ケアを受けている方の状況についてお尋ねしています。医療的ケアが必要なためにどのようなことで困って

いるかをお聞きする内容です。福祉計画の策定において、医療的ケアが必要な方への支援は非常に重要視されているため、その実態を把握するための質問となっています。

- ・ 5 ページ、「暮らしについて」という項目で、主に問9と問10では、どのような支援が必要か、また支援を行っているのは誰かをお尋ねしています。
- ・ 6 ページの問11は、今後の暮らしにおいて不安なことがあるかという、心配事に関する質問です。問12と問13は、現在の暮らしの状況と、それに対して将来どのように暮らしたいかという希望をお尋ねしています。従来調査票では後ろの方であった質問ですが、今回は暮らしの希望を重視し、前のページに移動して回答していただく構成にしました。その際、将来の住まいとしてグループホームを希望された方に対しては、7 ページの問13-1で「いつから利用したいか」をお聞きします。「今すぐ」や「3年後までに」という回答が一定数把握できれば、障がい者計画における福祉サービスの見込み量を算出する際の精度が高まるため、具体的な検討案に活かしていく予定です。問14は、多くの選択肢が並んでおりますが、障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりを進めるために、どのような施策に力を入れるべきかという、いわゆる「政策ニーズ」に関する質問です。これも従来アンケート調査では一番最後に配置されることが多かった項目ですが、全体の質問量が多いため、確実に回答していただきたい重要な質問として、少し前のページに配置しています。
- ・ 8 ページ以降は「日中活動について」の項目となり、昼間の時間帯の過ごし方をお尋ねしています。問16および問16-1は就労に関すること、問17と問18は外出に関することです。これらは概ね前回までの調査と同様の内容であるため、時系列での比較分析が可能となっています。
- ・ 10 ページと11 ページは「情報について」お伺いします。6 年前の策定時と比べますと、「情報アクセシビリティ推進法」が施行されたこともあり、障がいのある方が様々な手段を通じて情報を入手したり、意思疎通を図ったりすることの重要性が高まっています。そのため、問19では情報の入手先について、問20では情報入手にあたってどのような配慮が必要かをお尋ねしています。問21と問22は意思疎通に関する内容で、意思疎通で困った経験の有無と、コミュニケーション支援において特に充実させるべきものは何かという、合わせて4つの質問を配置しています。
- ・ 12 ページは「相談について」の項目です。現在困っていることや心配事は何か、また相談相手は誰かをお尋ねしています。さらに問25では、どのような環境があれば今よりも気軽に相談できるようになるかという質問を設けています。
- ・ 13 ページの文頭は「災害に関して」の項目で、災害発生時にどのような支援を希望するかという質問を1問配置しています。同じページの後半からは「人権に関して」の項目となり、問27から次のページにかけて、成年後見制度の認知度や利用意向、また利用を希望しない方についてはその理由をお尋ねしています。
- ・ 14 ページ問28では、障がいのある方の地域でのふれあいや支え合いといった社会参加について、市民の理解が深まっていると感じるかどうかをお尋ねしています。続いて、障害者差別解消法の認知度についても質問しています。
- ・ 15 ページに進みますと、過去3年以内で障がいを理由とした差別や偏見を受けた経験があるかどうかをお聞きしています。「ある」と回答された方については、具体的にどのような場面で差別や偏見を感じたのか、その内容を把握するための質問を設けています。その上で、問31では、障がいのある方もない人も分け隔てなく暮らせる社会の実現のために何が必要かをお尋ね

しています。

- ・16ページ以降は「福祉サービスについて」の項目です。問33では、現在実際に利用しているサービスと、今後3年以内に利用したいサービスをお尋ねしています。サービス名を単に並べるだけでは分かりにくいいため、具体的な内容を選択肢として箇条書きにしています。例えば1番であれば「障がいのある人に配慮した住まい・生活の場（グループホーム）」といった表記スタイルを用いてお尋ねする予定です。
- ・17ページでは、サービスの利用経験があるとお答えいただいた方に対し、これまでは「利用にあたって困っていることはないか」という課題のみをお尋ねしていましたが、今回は新たに「サービスを利用して良かったことはあるか」というポジティブな影響に関する質問も加えています。
- ・最後に18ページの自由記述欄をもちまして、18歳以上を対象とした「障がい者計画」の調査票は終了となります。
- ・続きまして、もう一つの調査票についてご説明いたします。設問が重複している部分は説明を省略いたしますが、資料をめくっていただいた19ページからは「障がい児福祉に関するアンケート調査」となります。前回からの変更点として、記入にあたってのお願い事項を見直しました。これまでは「あなた（ご本人）」が回答する形式をとっていましたが、実際には保護者の方が大半を記入されている実態を踏まえ、今回は「原則として、ご本人の保護者の方がお書きください。また、可能な場合はお子さんの思いもお聞きいただきながら回答をお願いします」という形に条件設定を少し変更いたしました。
- ・2ページ以降の属性に関する質問項目は、先ほどの調査票と同様です。
- ・3ページの問7では「障がいがあることが分かったきっかけ」をお尋ねしています。これは先ほどの成人向けの調査票にはなかった、障がい児向け独自の追加質問です。
- ・4ページ以降は「支援について」の項目で、現在の支援者が誰であるかをお聞きします。また、5ページの問10は、成人向けの調査票と同じ選択肢を用いていますが、問いかけの文章を少し変更し、「お子さん（ご本人）が現在一緒に暮らしている人と暮らせなくなった時や、一緒に暮らしている人の支援が受けられなくなった時に不安なことはあるか」という表現にしています。問11では、将来どこで暮らしたいと考えているかをお尋ねしています。
- ・6ページ、問12では就労を含めた将来の進路についてのお考えを、問13では、先ほど成人向けの調査票でも触れました「政策ニーズ」を把握するための質問を配置しています。
- ・8ページは「日中活動について」の項目で、昼間の時間帯の過ごし方や、外出時の困りごとについてお尋ねしています。
- ・9ページは、この障がい児アンケート独自の項目として「療育支援体制について」お伺いします。問17では療育に関する相談体制について、問18では乳幼児期や療育に関してどのような要望があるかをお尋ねしています。問19では、児童発達支援や、いわゆる「放デイ（放課後等デイサービス）」などの通所支援の満足度について質問を設けています。
- ・10ページですが、こちらも選択肢が非常に多くなっています。「どのような療育サービスを受けることを希望しますか」という質問については、内部でも様々な議論があり、現在は選択肢を「当てはまるもの5つまで」に絞り込んでいます。しかし、実際に回答される方はすべての項目にチェックを入れたくなる可能性もあるため、制限する数が適切であるか、あるいは数を絞るべきではないかなど、ご意見がございましたら頂戴したいと考えております。

- ・11ページの問21は学校に関する質問で、支援教育、特に地域の小中学校に通うためにどのような支援や環境が必要であるかをお尋ねしています。
- ・12ページは「情報について」の項目ですが、こちらはシンプルに情報の入手先のみをお尋ねしています。
- ・13ページの「相談について」の項目では、問23で相談における困りごとを、14ページでは実際の相談先がどこであるかをお聞きしています。災害に関する質問は先ほどの成人向け調査票と同様です。人権に関しては成年後見制度についての質問は除外していますが、その他の項目は先ほどのアンケートと同じ構成になっています。
- ・16ページの下段からは「福祉サービスについて」の項目です。成人向けの調査票とは少し異なり、それぞれのサービスの種類ごとに気になる点があるかどうかを一覧表から選んでいただいた上で、現在利用しているサービスと今後利用を希望するサービスをお答えいただく形式をとっています。
- ・18ページに記載しているサービスの説明をもちまして、この調査票全体の項目が終了となります。
- ・本日の審議についてですが、現在お示ししている内容についてご意見をいただき、その後は会長一任とするには少し時間が限られておりますので、お気づきの点がございましたらご指摘をいただき、皆様に数日間ご確認いただく時間を設けた上で、最終的な調整を行ってまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。説明は以上です。

#### 【会長】

- ・結構な量がございますが委員のみなさまから意見を頂戴できればと思います。

#### 【事務局】

- ・追加で説明させていただきます。アンケートの資料に記載しております福祉サービスの内容について、地域生活支援事業の26番「訪問入浴サービス」および27番「重度障がい者等就労支援特別事業」につきましては、任意事業であり本市では実施していないため、選択肢から削除させていただきたいと考えております。

#### 【会長】

- ・ご意見、ご質問はいかがでしょうか。私からですが、障がい者アンケートの問24で「居宅介護支援事業所職員」とありますが、高齢障がいを意識されているかと思っておりますので、居宅介護支援事業所を入れるのであれば地域包括支援センター職員なども入れてはどうかと思っております。どこまで入れるかはおまかせしますので少し精査をお願いいたします。
- ・また、障がい児アンケートの問28について、この辺のレイアウトと言いますか表現のことについても少し工夫ができればなという風に思います。できましたらまずは①のところの文章に関しては、「それぞれの障がい児通所サービス等について以下の表から選んでいただいて記入してください」みたいな何かもう少し文言を入れてもらった方が丁寧かなと思っております。

#### 【委員】

- ・障がい児のアンケート、今現在その児の方が成人になった時に利用したい福祉サービスは何かというのを入れてもらえると将来の計画も立てやすいのではないかと感じました。それと合わせて保護者の方も成人の方のサービスを詳しくご存知じゃないということもあるので、どのようなサービスがあるのか知るきっかけにもなるのかと感じました。

#### 【委員】

- ・アンケートの手法について確認ですが、今回QRコードやインターネットでの回答が可能になったことで、幅広く回答を集め、回収率を上げるという点では非常に良い取り組みだと考えておりますが、回答の重複性という点において懸念があります。例えば、同一人物がスマートフォンからもパソコンからも回答してしまうケースや、パソコンなどで複数のアカウントを所有している場合に、それぞれのアカウントから重ねて回答してしまうケースが考えられます。このように、同一人物が1人で複数人分として自身の意見を何度も回答してしまう事態を防ぐ方法は何かあるのでしょうか。
- ・また、逆に同じ端末やアカウントから回答する場合で、例えば「障がい児福祉に関するアンケート調査」において、保護者の方に障がいのあるお子さんがお二人いらっしゃるケースなど、同じ保護者の方が1つの環境からご兄弟それぞれの分を2回入力することになりますが、その内容が上書きされず、正しく2人分の回答として別々に反映される仕組みになっているのでしょうか。特にインターネットを通じたアンケート調査において、データの正確性を担保する手法について、どのようなお考えや対策があるかお聞かせいただきたいと思っております。

#### 【事務局】

- ・インターネット調査における難しい課題であると認識しております。例えば、調査票ごとに識別番号をあらかじめ割り振っておき、回答時に入力していただくという手法があります。実際にこの手法を採用した事例もありますが、ここで問題となるのが「回答者が完全に特定されてしまうのではないか」という懸念が生じる点です。今回の調査は無記名での回答をお願いしておりますが、番号を入力させることで「自分の情報がすべて特定されてしまうのではないか」と受け取られ、結果として回答を躊躇されてしまうケースが出てきます。「これは個人を特定するものではなく、ランダムな数字や記号です」と明記しても、心理的なハードルを取り除くのは難しいのが現状です。
- ・また、紙の調査票とインターネットの両方で二重に回答されるケースも稀にあります。これについては、提出された内容が完全に一致するかどうかの突合チェックは行っております。しかし、紙の回答とネットの回答で内容にわずかでも差異があった場合、どちらが正しい回答であるかを系統的に判別することは困難です。そのため、基本的には性善説に立ち、お答えいただいたデータはすべて受け止めていく必要があると考えております。
- ・システム上の制御については、現状、1つのIPアドレスからは1回しか回答できない設定にしています。もちろん、この制限を解除することも可能です。ただ、先ほどご指摘のあった、同じご家庭に障がいのあるお子さんがお二人いらっしゃるような兄弟ケースにおいては、本調査は悉皆調査であるため全員が対象となりますが、IPアドレスの制限があると1人分の回答しか送信できなくなってしまいます。その場合は、お一人はインターネットで、もうお一人は紙の調査票でご回答いただくなど、個別のケースに応じた対応をお願いすることになると考えております。この制御のバランスについては、非常に苦慮しているところです。
- ・インターネット経由での回答は、手軽にアクセスできる方にとっては回答しやすい手段ですので、今回は前回までの調査と異なり、発送からある程度期間が経過した段階で、「〇月〇日までにご回答をお願いいたします」というお願いと、すでに回答いただいた方への御礼を兼ねた「ご挨拶兼催促状」をお送りする予定です。なるべく前回の調査と同等か、それ以上の回収率を確保できるよう手立てになればと考えています。

#### 【委員】

- ・今のアンケートのテクニカルな問題、私も色々疑問がありまして、回収率を上げるためにオンラインも併用するという認識でいいのでしょうか。

#### 【事務局】

- ・オンライン調査を導入しても、それだけで回収率が大幅に上がるわけではありません。障がい児向けのアンケートではオンライン併用の効果が多少はあると考えられますが、成人向けや一般的な調査では劇的な変化は期待できません。オンライン化しても20代や30代の若い世代は意外と回答せず、実際にオンラインで回答するのは40代から60代が中心になるという実態があります。過去の経験から見ても、オンライン化による劇的な効果はほぼありません。例えば、3000件配布して1000件の回収が見込める場合、200~250件がオンラインに移行し、残りは紙での回答にとどまります。全体の回収率が大きく改善することはないというのが、これまでの経験則です。

#### 【委員】

- ・ありがとうございます。ではオンラインを採用する理由として、他にどのような利点があるのでしょうか。コストがかかる中、回答の回収見込みが1~2割にとどまるのであれば、そのためにあえてオンラインを導入する意味があるのか疑問に思いました。
- ・もう1点は、オンライン版の画面設計についてです。紙版と違って1画面に表示できる面積が限られるため、回答者がスムーズに入力できるかが重要になります。特に医療的ケアの項目など、特定の対象者だけが回答する条件分岐が、オンライン版で答えやすくレイアウトされているのでしょうか。それに伴い、誤回答が発生した場合のデータの整合性をどのように確保するのもお聞きしたいです。専門的なスキルを持つ人がデータのクリーニングや補正を適切に行うのでしょうか。私自身、この分野を専門としておりますので詳細をお聞かせください。

#### 【事務局】

- ・オンラインアンケートの長所は、回答が不要な質問が表示されない点です。紙の調査票では、スキップの誘導があっても誤ってすべて答えてしまうケースがあり、その場合は事務側で無効処理を行っています。一方、オンラインでは自動でスキップされるように設定するため、回答ミスが起きません。画面はスマートフォンでのスクロールの手間を考慮し、1つの質問ごとに1画面で表示され、「次へ」を押して進む仕様です。そのため答えやすい反面、進捗が見えにくく、いつ終わるか分からないという欠点もあります。紙の調査票は全体量が一覧で把握でき、答えられる質問だけ選んで返送できるという良さがあります。
- ・費用については、期間限定でサーバーをレンタルするだけなので数万円で済み、郵送費よりもはるかに安価です。また、自由記述が多い場合、手書きよりもスマートフォンやパソコンでの入力に慣れている方にとっては、オンラインの方が答えやすいというメリットもあります。事務方としてもデータが直接システムに入力されるため、入力処理の手間が省けます。
- ・なお、オンライン調査の画面に「所要時間」を記載すべきという意見もありますが、今回はあえて記載していません。選択肢が多く、悩む方は1時間ほどかかる場合もあるため、一概に平均時間を明記すると、かえって回答をためらわせてしまう恐れがあるためです。目安としては20~30分程度と見込んでいます。

#### 【会長】

- ・ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

#### 【委員】

- ・障がい児福祉に関するアンケートの10ページ、問20について、「視覚障がいや聴覚障がいを専門とする療育」の選択肢があるように、知的障がいの強度行動障がいの方が療育を受けられないケースがよくあります。強度行動障がいの方がグループホームを退所せざるを得ない状況もあり、強度行動障がいを専門とする療育がまだ必要だと感じます。そのため、関連する問いを追記していただきたいです。
- ・障がい者福祉に関するアンケート調査について、重度の障がいがある場合、休日の余暇をうまく過ごせないという困りごとがあります。7ページの問14あたりに「重度障がい者の余暇支援活動」といった選択肢を加えていただけると、支援に困っている人が回答しやすくなると思います。

#### 【会長】

- ・ご意見として承ります。ありがとうございます。特に出ないようですので、後から気づいた点があればご意見をいただくこととし、この議題は終了いたします。ありがとうございました。
- ・続きまして、議題4 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定スケジュール（案）について、事務局より説明をお願いします。

#### 【事務局】

- ・スケジュールにつきまして、資料3をご覧ください。「項目」欄の令和8年4月、現状の把握と整理が、本日の会議です。その後、5月から6月にかけて、アンケート調査の実施並びに結果の分析を行ったうえで、計画策定推進委員会並びに計画作成委員会において骨子（案）の審議を行っていただき、7月の本協議会において骨子案の検討を行います。また、7月から8月ごろを目途に事業所・団体アンケート調査の実施を予定しております。8月から9月には、計画素案の作成並びに成果目標等の設定、計画素案の内容を検討のうえ、それをもって10月の本協議会において素案の審議を行います。12月の本協議会において、1月から2月上旬にかけて実施予定のパブリックコメントについての内容協議を行ったうえで、パブリックコメントを実施する予定としております。2月上旬には、計画策定推進委員会並びに計画作成委員会で、最終計画（案）の検討協議を行い、2月中旬の本協議会で、計画案及び答申案等の審議を行い、答申する予定としております。そして、3月には、計画（案）の確定、大阪府との法定協議を経て、印刷製本の運びとなります。スケジュールについては以上です。

#### 【会長】

- ・スケジュールについて特に意見が無ければこの通りとさせていただきます。以上ですすべての議題について終了しましたが、通して何か意見があればどうぞ。

#### 【委員】

- ・この会は門真市障がい者地域協議会ですので、発言させていただきます。障害者虐待防止法に関する周知や、虐待を受けている場合の相談先については、本人だけでなく養護者の支援も含めて法律に定められています。家族が相談先を知っているかどうかは、どこかで把握しておくべきではないでしょうか。この場で把握すべきことなのか分からなかったため、質問として発言しました。事務局として、どのようなところにこの内容を盛り込んでいくのか、構想があればお聞かせください。

#### 【事務局】

- ・本日配布した資料のうち、第4次障がい者計画の91ページになります。こちらに虐待の防止として、どのような取り組みを行っているかを掲載しています。基本目標7の枠組みの中で、差

別解消や虐待防止に取り組んでいます。また、基幹相談支援センターが虐待防止センターを受託して対応していますので、そうした相談窓口や通報先などの連絡先についても周知を進めています。

**【委員】**

- ・ありがとうございます。アンケートの中に差別や人権に関する項目は入っていますが、「虐待」という言葉があまり見当たりませんでした。見落としがあるかもしれませんが、人権問題と虐待は本来区別すべきものです。障がい者基本計画の中では同じ項目に含まれていますが、虐待に特化して状況を把握する試みがあった方が良くと思います。以上です。

**【会長】**

- ・ありがとうございました。これは取り扱いについて一任していただくということでご了解いただきたいと思います。他にいかがでしょうか。

**【委員】**

- ・計画の策定に際して、事業所の見込み量も設定されるかと思しますので、この場でお伺いたします。現在、大阪市では就労継続支援B型事業所の新規開設を停止する方針を出しています。また、7月からは定員の増員についても停止する措置をとるようです。門真市としては今後どのような考えで対応されるのか、方針をお聞かせください。

**【事務局】**

- ・大阪市でそのような取り組みが行われていることは聞いています。事業所の開設についてはこれまで計画に基づいた考え方に沿って決定してきていることもあり、計画内での方針について、府から確認を受けることもありました。
- ・現在のところ、本市の計画において事業所の開設を制限する状況にはありませんが、今後はその点についても検討していく必要があると考えています。

**【委員】**

- ・ありがとうございます。では要するに、それを念頭においた上で見込み量などを考えていくということでしょうか。

**【事務局】**

- ・そこまではちょっと今回の計画でいけるかどうか現時点では明確にはお答えもできませんし、そこまでの検討も進めていませんので申し訳ありません。

**【会長】**

- ・ありがとうございます。財政的措置もありますので、その辺がかなり難しいところではありますのでなかなか答えづらいと思いますが、ご了承いただければと思います。他にいかがでしょうか。無いようでしたら、これを持ちまして第1回門真市障がい者地域協議会を終了とさせていただきます。委員の皆様にはご協力いただきました。ありがとうございました。

(以上)